

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 本文

現 行	改正案
<p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>この指針は、条例第 143 条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性ある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 事業者の責務等</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等</p> <p>事業者は、条例第144条第 1 項の規定を踏まえ、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者(以下「地球温暖化対策事業者」という。)であるかを判断するため、規則第89条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。</p> <p>ア 原油換算エネルギー使用量の算定</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。) 施行令(昭和54年政令第267号) 第 2 条第 2 項及び省エネ法施行規則(昭和54年省令第74号) 第 4 条に準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの単位発熱量は、別表 1 に規定するものを使用すること。</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 規則第89条第 1 項第 3 号で規定する自動車事業の用に供する自動車 (以下「自動車」という。)とする。</p> <p>(2)(3)省略</p> <p>3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針の策定</p> <p>地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の削減等を推進すべき主体として、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針を定めること。</p> <p>(2) 推進体制の整備</p> <p>ア 本社等における推進体制</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防止する対策を実施するに当たり、自らの事業活動を統括する組織(以下「本社等」という。)が、本社等以外の事業所等(以下「支店等」という。)と連携し、組織的な取組として地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p>	<p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>この指針は、条例第 143 条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性のある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 事業者の責務等</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等</p> <p>事業者は、条例第144条第 1 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者である ことを判断するため、規則第89条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。</p> <p>ア 原油換算エネルギー使用量の算定</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)及び施行規則(昭和54年省令第74号)に準じた方法により行うこと。</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 規則第89条第 1 項第 3 号で規定する自動車は事業の用に供する自動車とする。</p> <p>(2)(3) 省略</p> <p>3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針の策定</p> <p>事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の削減等を推進すべき主体として、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針を定めること。</p> <p>(2) 推進体制の整備</p> <p>ア 本社等における推進体制</p> <p>地球温暖化を防止する対策を実施するに当たり、自らの事業活動を統括する組織(以下「本社等」という。)が、本社等以外の全ての事業所等(以下「支店等」という。)と連携し、組織的な取組として地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p>

現 行	改正案
<p>イ 省略 ウ 計画管理責任者等の選任等</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を作成、及び当該計画に基づく地球温暖化を防止する対策の実施に当たり、全体を統括する者として、本社等における役員の中から計画管理責任者を選任すること。また、実務を統括する者として、従業員の中から計画推進責任者を選任するとともに、地球温暖化を防止する対策への技術的な助言を継続的に行う者として、技術管理者を選任すること。</p> <p>支店等においては、エネルギー使用量の規模など地球温暖化を防止する対策を効率的に推進できる単位ごとに、その実務を統括する者として推進責任者及び技術管理者を選任すること。</p> <p>なお、技術管理者については、従業員以外の外部の者を選任することができる。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出状況の把握等 ア 特定温室効果ガス排出量の把握</p> <p>地球温暖化対策事業者は、事業活動によるエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。</p> <p>(7) 特定温室効果ガス排出量の算定方法 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温対法施行令」という。）第3条第1号イに準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数は、6に規定するものを使用すること。</p> <p>(4) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲 規則第89条第1項第1号及び第2号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第1号及び第2号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間（以下「算定期間」という。）における市内に設置する全ての事業所（連鎖化事業者（省エネ法第19条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所を含む。以下「事業所等」という。）に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>また、規則第89条第1項第3号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第3号該当事業者」という。）は、算定期間における市内に使用の本拠を有する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>イ その他ガスの排出量の把握 地球温暖化対策事業者は、廃棄物の焼却等に伴い排出される非エネルギー起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二</p>	<p>イ 省略 ウ 計画管理責任者等の選任等</p> <p>地球温暖化対策計画を作成、及び当該計画に基づく地球温暖化を防止する対策の実施に当たり、全体を統括する者として、本社等における役員等の中から計画管理責任者を選任すること。また、実務を統括する者として、従業員等の中から計画推進責任者を選任するとともに、地球温暖化を防止する対策への技術的な助言を継続的に行う者として、技術管理者を選任すること。</p> <p>支店等においては、エネルギー使用量の規模など地球温暖化を防止する対策を効率的に推進できる単位ごとに、その実務を統括する者として推進責任者及び技術管理者を選任すること。</p> <p>なお、技術管理者については、従業員以外の外部の者を選任することができる。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出状況の把握等 ア 特定温室効果ガス排出量の把握</p> <p>事業活動によるエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。</p> <p>(7) 特定温室効果ガス排出量の算定方法 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に準じた方法により行うこと。</p> <p>(4) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲 規則第89条第1項第1号及び第2号に該当する者（以下「第1号及び第2号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に設置する全ての事業所（連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所を含む。以下「事業所等」という。）に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>また、規則第89条第1項第3号に該当する者（以下「第3号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に使用の本拠を有する事業の用に供する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>イ その他ガスの排出量の把握 廃棄物の焼却等に伴い排出される非エネルギー起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に</p>

現 行	改正案
<p>窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の量について、<u>温対法施行令第6条第2項から第8項までの規定に準じて把握を行うこと。</u></p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等 ア 削減目標の設定</p> <p>第1号及び第2号事業者及び第3号事業者は、上記(3)ア(i)でそれぞれ規定する範囲から排出される特定温室効果ガスを合算した量（ただし、事業所等において自ら生成した熱又は電気をエネルギー管理権原の異なる他人へ供給（熱又は電気の供給を主たる事業としないものであって、市長が適当と認めたものに限る。以下「外部供給」という。）している場合については、その外部供給した熱又は電気に相当する特定温室効果ガス排出量を減じたもの。）<u>（以下「排出量」という。）</u>について、<u>規則第89条第3項に規定する</u>計画期間の初年度の前年度（以下「基準年度」という。）における排出量（以下「基準排出量」という。）に対する削減目標として、計画期間の最終年度（以下「目標年度」という。）における定量的な排出量（以下「目標排出量」という。）を設定すること。</p> <p>なお、削減目標の設定は、基準排出量から目標排出量を減じた量を基準排出量で除した値（以下「目標削減率」という。）が正となるよう努めること。</p> <p>また、排出量には、<u>基礎排出量（基準年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気の排出係数は基礎排出係数）を継続して使用し、算定した排出量をいう。以下同じ。）</u>と<u>調整後排出量（当該年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気の排出係数は調整後排出係数）を使用し算定した値から、クレジットを差し引いた排出量をいう。以下同じ。）</u>があり、それぞれについて目標排出量を設定すること。</p> <p>イ 排出原単位による削減目標の設定</p> <p>削減目標の設定に当たっては、<u>例えば、事業の拡大に伴う新規事業所の設置や使用する自動車の台数の増加など、事業活動の状況により目標削減率を正とすることが困難な場合も想定される。このため、目標削減率を正とすることが困難である地球温暖化対策事業者は、</u>特定温室効果ガス排出原単位（基礎排出量を原単位の指標（生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。）で除した値。以下「排出原単位」という。）の基準年度における排出原単位（以下「基準原単位」という。）に対する削減目標として、目標年度における定量的な排出原</p>	<p>に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の量について、<u>地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第6条第2項から第8項の規定に準じて把握を行うこと。</u></p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等 ア 削減目標の設定</p> <p>上記(3)ア(i)でそれぞれ規定する範囲から排出される特定温室効果ガスを合算した量（ただし、事業所等において自ら生成した熱又は電気をエネルギー管理権原の異なる他人へ供給（熱又は電気の供給を主たる事業としないものであって、市長が適当と認めたものに限る。以下「外部供給」という。）している場合については、その外部供給した熱又は電気に相当する特定温室効果ガス排出量を減じたもの。以下「排出量」という。）について、計画期間の初年度の前年度（以下「基準年度」という。）における排出量（以下「基準排出量」という。）に対する削減目標として、計画期間の最終年度（以下「目標年度」という。）における定量的な排出量（以下「目標排出量」という。）を設定すること。</p> <p>なお、削減目標の設定は、基準排出量から目標排出量を減じた量を基準排出量で除した値（以下「目標削減率」という。）が正となるよう努めること。</p> <p>また、排出量には、<u>当該年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気にあつては基礎排出係数）を使用し、算定した排出量（以下「基礎排出量」という。）</u>と当該年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気にあつては調整後排出係数）を使用し算定した値から、<u>自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減が困難な部分の量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等（以下「クレジット」という。）</u>を差し引いた排出量（以下「調整後排出量」という。）があり、それぞれについて目標排出量を設定すること。</p> <p>イ 排出原単位による削減目標の設定</p> <p>削減目標の設定に当たって、事業活動の状況により目標削減率を正とすることが困難な場合は、特定温室効果ガス排出原単位（基礎排出量を原単位の指標（生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。）で除した値。以下「排出原単位」という。）の基準年度における排出原単位（以下「基準原単位」という。）に対する削減目標として、目標年度における定量的な排出原単位（以下「目標原単位」という。）を設定すること。</p>

現 行	改正案
<p>単位（以下「目標原単位」という。）を設定すること。</p> <p>なお、原単位削減目標の設定は、基準原単位から目標原単位を減じた量を基準原単位で除した値（以下「目標原単位削減率」という。）が正となるよう努めること。</p> <p>また、上記(3)ア(イ)で規定する範囲全体としての目標原単位の設定が困難な場合には、日本標準産業分類（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号））に定める事業分類ごとに定めた目標原単位の対基準原単位比の寄与度の合計値を用いる方法をもって目標原単位とすることができる。</p> <p>ウエ 省略 (5)省略</p> <p>4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置</p> <p>地球温暖化対策事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、設備の状況等に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策</p> <p>地球温暖化対策事業者は、以下の区分ごとに市長が別に定める特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の実施状況点検票等に掲げる対策の実施に努めること。</p> <p>ア 基本対策及び重点対策</p> <p>設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策をいう。また、基本対策の中から特に重要な対策（以下「重点対策」という。）を別表3に規定する。</p> <p>イ 目標対策</p> <p>設備等の更新、効率的な運用を図るための大規模な設備導入及び高効率設備の導入等、一定規模以上の初期投資を要する対策をいう。</p> <p>(2) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の検討及び実施</p> <p>地球温暖化対策事業者は、基本対策の実施に加え、温室効果ガスの排出の抑制の効果、設備等の更新時期及び採算性等を勘案しながら目標対策の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>特に、重点対策については、計画期間内に全て実施するよう努めること。さらに、第1号及び第2号該当事業者については、近隣への環境配慮がより求められる都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽熱利用設備及び太陽光発電設備（ただし、日照が多くあり、周辺環境や設置に当たっての保守管理を勘案して有効に利用できる場合に限る。）、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具（平成21年神奈川県告示第549号（4を除く）。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。また、第3号該</p>	<p>なお、原単位削減目標の設定は、基準原単位から目標原単位を減じた量を基準原単位で除した値（以下「目標原単位削減率」という。）が正となるよう努めること。</p> <p>また、上記(3)ア(イ)で規定する範囲全体としての目標原単位の設定が困難な場合には、日本標準産業分類（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号））に定める事業分類ごとに定めた目標原単位の対基準原単位比の寄与度の合計値を用いる方法をもって目標原単位とすることができる。</p> <p>ウエ 省略 (5)省略</p> <p>4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置</p> <p>地球温暖化対策事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、設備の状況等に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策</p> <p>以下の区分ごとに別に定める特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の実施状況点検票等に掲げる対策の実施に努めること。</p> <p>ア 基本対策及び重点対策</p> <p>設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策をいう。基本対策のうち特に重要な対策を重点対策とし、別表1に規定する。</p> <p>イ 目標対策</p> <p>設備等の更新、効率的な運用を図るための大規模な設備導入及び高効率設備の導入等、一定規模以上の初期投資を要する対策をいう。</p> <p>(2) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の検討及び実施</p> <p>基本対策の実施に加え、温室効果ガスの排出の抑制の効果、設備等の更新時期及び採算性等を勘案しながら目標対策の検討を行い、その実施に努めること。特に、重点対策については、計画期間内に全て実施するよう努めること。</p> <p>また、近隣への環境配慮がより求められる都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽熱利用設備及び太陽光発電設備（ただし、日照が多くあり、周辺環境や設置に当たっての保守管理を勘案して有効に利用できる場合に限る。）、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具（平成21年神奈川県告示第549号（4を除く）。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。さらに、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイ</p>

現 行	改正案
<p><u>当事業者については</u>、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車をいう。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) その他ガスの排出の抑制に係る対策 その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、排出するその他ガスの量の削減に向けて技術的に実施可能な対策等の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(5) その他の地球温暖化を防止する対策 <u>地球温暖化対策事業者は</u>、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの直接の削減にはつながらなくとも、他の事業者や市民における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する<u>活動</u>についても積極的に取り組むよう努めること。</p> <p><u>ア 削除</u> <u>イ その他の地球温暖化を防止する対策</u> <u>以下に規定する対策等について、積極的に取り組むよう努めること</u></p> <p>(ア) 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水の量の削減に係る対策</p> <p>(イ) 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策</p> <p>(ロ) 貨物等の運搬等のために他者の自動車を利用している場合の対策</p> <p>(エ) 従業員の自動車利用から公共交通機関への誘導策等、公共交通機関の利用促進に関する対策</p> <p>(オ) 地域における環境教育の実践</p> <p>(カ) 市域の緑地保全に関する取組</p> <p>(キ) 省エネ型商品又はサービスの開発等、自らの事業活動の特性を活かした対策</p> <p>(ク) その他地球温暖化を防止する対策</p> <p>(6) 任意提出事業者の扱い 原則として上記(1)から(5)までに準ずること。</p> <p>5 地球温暖化対策計画<u>書</u>の作成等 地球温暖化対策事業者は、本指針3及び4、並びに<u>市長</u>が別に規定する地球温暖化対策計画書等作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）に基づき地球温暖化対策計画を作成するとともに、その内容を地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）に記載し、計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策</p>	<p>ブリッド車、燃料電池自動車をいう。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(3) 省略</p> <p><u>(4) カーボン・オフセットの推進</u> <u>クレジットを購入することにより、又は他の場所において温室効果ガスの排出削減や吸収源としての森林整備などの促進を目的としたプロジェクトを実施すること等により、その量の全部又は一部を埋め合わせていくことについて、積極的に取り組むよう努めること。</u></p> <p>(5) その他ガスの排出の抑制に係る対策 その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、排出するその他ガスの量の削減に向けて技術的に実施可能な対策等の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(6) その他の地球温暖化を防止する対策 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの直接の削減にはつながらなくとも、他の事業者や市民における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する<u>以下に規定する対策</u>についても積極的に取り組むよう努めること。</p> <p><u>ア</u> 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水の量の削減に係る対策</p> <p><u>イ</u> 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策</p> <p><u>ロ</u> 貨物等の運搬等のために他者の自動車を利用している場合の対策</p> <p><u>エ</u> 従業員の自動車利用から公共交通機関への誘導策等、公共交通機関の利用促進に関する対策</p> <p><u>オ</u> 地域における環境教育の実践</p> <p><u>カ</u> 市域の緑地保全に関する取組</p> <p><u>キ</u> 省エネ型商品又はサービスの開発等、自らの事業活動の特性を活かした対策</p> <p><u>ク</u> その他地球温暖化を防止する対策</p> <p>(7) 任意提出事業者の扱い 原則として上記(1)から(6)までに準ずること。</p> <p>5 地球温暖化対策計画の作成等 地球温暖化対策事業者は、本指針3及び4、並びに別に規定する地球温暖化対策計画書等作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）に基づき地球温暖化対策計画を作成するとともに、その内容を地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）に記載し、計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計</p>

現 行	改正案
<p>計画書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>(1) 計画書に記載する事項 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書総括票（以下「計画書（総）」という。）に下記アに掲げる事項を記載すること。また、基準年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策計画書個別票（以下「計画書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごとに記載すること。</p> <p>アイ 省略</p> <p>(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項 地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。</p> <p>(3)省略</p> <p>6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等</p> <p>(1) 計画期間中の確認 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間中においては、実施年度における排出量（目標原単位を設定している地球温暖化対策事業者については、排出原単位を含む。以下、目標年度についても同じ。）の状況、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況を把握すること。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況についての点検及び評価を行い、当該地球温暖化対策計画に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成等が可能となるよう、必要に応じ、措置の内容の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 計画期間終了時の確認 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間が終了したときは、目標年度における排出量を算定し、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の結果をまとめ、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況等について確認を行うとともに、目標の達成又は未達成の要因を明らかにすること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策実施状況報告書の作成等 地球温暖化対策事業者は、本指針5及び6、並びに作成マニュアルに基づき、地球温暖化を防止する対策の実施の状況を実施年度ごとに地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）に記載し、当該実施年度の翌年度の7月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>報告書に記載する事項は、地球温暖化対策実施状況報告書総括票（以下「報告書（総）」という。）については、下記アに掲げる事項とする。また、当該実施年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットル</p>	<p>画書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>(1) 計画書に記載する事項 地球温暖化対策計画書の総括票（以下「計画書（総）」という。）に下記アに掲げる事項を記載すること。また、基準年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策計画書の個別票（以下「計画書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごとに記載すること。</p> <p>アイ 省略</p> <p>(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項 特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。</p> <p>(3)省略</p> <p>6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等</p> <p>(1) 計画期間中の確認 地球温暖化対策事業者は、計画期間中においては、実施年度における排出量（目標原単位を設定している者については、排出原単位を含む。以下、目標年度についても同じ。）の状況、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況を把握すること。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況についての点検及び評価を行い、当該計画に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成等が可能となるよう、必要に応じ、措置の内容の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 計画期間終了時の確認 地球温暖化対策事業者は、計画期間が終了したときは、目標年度における排出量を算定し、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の結果をまとめ、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況等について確認を行うとともに、目標の達成又は未達成の要因を明らかにすること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策実施状況報告書の作成等 地球温暖化対策事業者は、本指針5及び6、並びに作成マニュアルに基づき、地球温暖化を防止する対策の実施の状況を実施年度ごとに地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）に記載し、当該実施年度の翌年度の7月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>報告書に記載する事項は、地球温暖化対策実施状況報告書の総括票（以下「報告書（総）」という。）については、下記アに掲げる事項とする。また、当該実施年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットル</p>

現 行	改正案
<p>を超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策実施状況報告書個別票（以下「報告書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごと記載すること。</p> <p>アイ 省略 (4) (5)省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 評価 (1) 省略 (2) 評価項目 ア 地球温暖化対策事業者の作成した計画への評価 (ア) 削減目標の設定状況 (イ) 重点対策の実施状況及び計画 イ 地球温暖化対策事業者の実施した状況の報告への評価 (ア) 削減目標の達成状況 aからdまでの評価は、基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。 a 目標年度の削減率（基準排出量から当該年度の排出量を減じた量を基準排出量で除した値をいう。以下同じ。）又は3年間の削減率の平均値が目標削減率を上回る又は等しい場合には、「A」とする。<u>（この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「AA」又は「A」となった事業者に限る。）</u></p> <p>b～d 省略 e 目標年度の原単位削減率（基準原単位から当該年度の排出原単位を減じた量を基準原単位で除した値をいう。以下同じ。）が目標原単位削減率を上回る又は等しい場合には、「A（原単位）」とする。<u>（この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「A（原単位）」となった事業者に限る。）</u></p> <p>fg 省略 (イ)～(カ)省略</p> <p>ウ これまでの特定温室効果ガスの排出削減への評価</p> <p>(3) 評価基準 市長は、地球温暖化対策計画については意欲的な内容であるか、又は地球温暖化対策の実施の状況については着実かつ積極的であるか、という視点をもとに、極めて優良（以下「AA」という。）、優良（以下「A」という。）、良（以下「B」という。）及び評価なし（以下「－」という。）による基準を評価項目ごとに設定する。 アイ 省略</p> <p>ウ これまでの特定温室効果ガスへの排出削減の評価</p> <p>市長は、別に定める方法により算定された基準年度以前の年度における特定温室効果ガス排出量から基準</p>	<p>ルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策実施状況報告書の個別票（以下「報告書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごと記載すること。</p> <p>アイ 省略 (4) (5) 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 評価 (1) 省略 (2) 評価項目 ア 地球温暖化対策計画への評価 (ア) 削減目標の設定状況 (イ) 重点対策の実施状況及び計画 イ 地球温暖化を防止する対策の実施の報告への評価 (ア) 削減目標の達成状況 aからdまでの評価は、基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。 a 目標年度の削減率（基準排出量から当該年度の排出量を減じた量を基準排出量で除した値をいう。以下同じ。）又は3年間の削減率の平均値が目標削減率を上回る又は等しい場合には、「A」とする。 この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「AA」又は「A」となった事業者に限る。 b～d 省略 e 目標年度の原単位削減率（基準原単位から当該年度の排出原単位を減じた量を基準原単位で除した値をいう。以下同じ。）が目標原単位削減率を上回る又は等しい場合には、「A（原単位）」とする。 この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「A（原単位）」となった事業者に限る。 fg 省略 (イ)～(カ)省略</p> <p>(3) 評価基準 市長は、地球温暖化対策計画については意欲的な内容であるか、地球温暖化対策の実施の状況については着実かつ積極的であるか、という視点で、評価項目ごとに極めて優良（以下「AA」という。）、優良（以下「A」という。）、良（以下「B」という。）及び評価なし（以下「－」という。）による基準を設定する。 アイ 省略</p>

現 行	改正案
<p><u>排出量を減じた量が正となる場合には、特定温室効果ガス削減実績事業者として評価をする。</u></p> <p>(4) 評価結果の通知 市長は、<u>条例第144条の2第2項の規定に基づき</u>、上記(1)、(2)及び(3)に基づき実施した<u>地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>の評価結果を地球温暖化対策評価結果通知書に記載し、当該事業者へ通知する。</p> <p>(5) 評価結果の公表 市長は、条例第144条の2第3項及び第144条の4第3項の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、各評価項目において評価結果が「AA」又は「A」となった<u>地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>について、項目ごとに公表する<u>ものとする</u>。</p> <p>9 表彰 市長は、条例第144条の2第4項及び第144条の4第3項の規定に基づき、相対的に多くの項目での評価が「AA」又は「A」となった<u>地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>、又は自主的な温室効果ガス排出削減対策の効果が優良と認められる<u>地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>について、立入検査等により適正な実施状況を確認できる場合は、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、特に優秀であると認め、表彰することができる。</p> <p>10 非該当の手続等 (1) 非該当の考え方 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間の初年度及び二年度目において、規則第89条第1項第1号から第3号までに規定する条件を満たさなくなった場合においても、計画期間内に限り<u>地球温暖化対策事業者とみなし</u>、作成した計画を目標年度まで推進すること。 <u>ただし</u>、目標年度における<u>地球温暖化対策事業者</u>の事業活動の状況が、規則第89条第1項第1号から第3号までの規定に該当しない場合には、目標年度の翌年度を新たな計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の作成等は要しない。この場合には、任意提出事業者として継続的に地球温暖化対策計画を作成するよう努めること。 <u>なお</u>、計画期間中において事業活動の全部廃止等により、<u>地球温暖化対策事業者としての</u>計画の推進が困難である者については、その事由が判明した時点において本市と協議を行い、市長が適当であると認めたことをもって非該当とする。</p> <p>(2) 非該当の届出 地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則第89条の3に規定する事項を地球温暖化対策事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。</p>	<p>(4) 評価結果の通知 市長は、上記(1)、(2)及び(3)に基づき実施した評価結果を、<u>条例第144条の2第2項の規定に定めるところにより</u>地球温暖化対策評価結果通知書に記載し、当該事業者へ通知する。</p> <p>(5) 評価結果の公表 市長は、条例第144条の2第3項及び第144条の4第3項の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、各評価項目において評価結果が「AA」又は「A」となった者について、項目ごとに公表する。</p> <p>9 表彰 市長は、条例第144条の2第4項及び第144条の4第3項の規定に基づき、相対的に多くの項目での評価が「AA」又は「A」となった者、又は自主的な温室効果ガス排出削減対策の効果が優良と認められる者について、立入検査等により適正な実施状況を確認できる場合は、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、特に優秀であると認め、表彰することができる。</p> <p>10 非該当の手続等 (1) 非該当の考え方 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間の初年度及び二年度目において、規則第89条第1項第1号から第3号までに規定する条件を満たさなくなった場合においても、計画期間内に限り作成した計画を目標年度まで推進すること。 目標年度における事業活動の状況が、規則第89条第1項第1号から第3号までの規定に該当しない場合には、目標年度の翌年度を新たな計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の作成等は要しない。この場合には、任意提出事業者として継続的に地球温暖化対策計画を作成するよう努めること。 <u>ただし</u>、計画期間中において事業活動の全部廃止等により、計画の推進が困難である者については、その事由が判明した時点において本市と協議を行い、市長が適当であると認めたことをもって非該当とする。</p> <p>(2) 非該当の届出 地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則第89条の3に規定する事項を地球温暖化対策事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。</p>

現 行	改正案
<p><u>なお</u>、非該当の届出は、目標年度において地球温暖化対策事業者に該当しないことが明らかになった場合には、翌年度における報告書の提出と同時に、また、計画の推進が困難であるとして市長が認めた場合には、その時点において速やかに市長に届け出ること。</p> <p>11 12 省略</p> <p>13 勧告</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者が計画書及び報告書<u>の</u>提出しなかったとき、又は計画書及び報告書<u>の</u>公表しなかったときは、条例第145条第2項の規定に基づき、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第156条の規定に基づき当該勧告を受けた地球温暖化対策事業者に意見を述べる機会を与えたうえで、その旨を公表することができる。</p> <p><u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この指針は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行の際現に計画期間の過程にある事業者については、計画期間が終了するまでの間は原則として、なお従前の例による。</u></p>	<p>非該当の届出は、目標年度において地球温暖化対策事業者に該当しないことが明らかになった場合には、翌年度における報告書の提出と同時に、また、計画の推進が困難であるとして市長が認めた場合には、その時点において速やかに市長に届け出ること。</p> <p>11 12 省略</p> <p>13 勧告</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者が計画書及び報告書<u>を</u>提出しなかったとき、又は計画書及び報告書<u>を</u>公表しなかったときは、条例第145条第2項の規定に基づき、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第156条の規定に基づき当該勧告を受けた地球温暖化対策事業者に意見を述べる機会を与えたうえで、その旨を公表することができる。</p>